

申請されていない方は、お急ぎください！

**令和5年2月28日（火）まで**

## 小田原市営農継続支援金のご案内

これまで多くの方からご申請をいただき、支援金を交付しております。

一方、ご申請されていない方は、下記を参照の上、必ず期限までに申請してください。

既に申請済の方は、振り込みされているか、改めてご確認ください。

*※期限を過ぎると、支援金は交付できませんので、念のため申し添えます。*

<既にお知らせした内容>

### 農業者の皆様へ

肥料や飼料、農薬、光熱費が高騰している中、小田原市では農業者の負担を軽減するため、経費の一部を交付し、営農継続を支援しています。

### 【対象者】

次の要件をすべて満たす個人又は法人

- (1) 現在、市内に住民登録がある個人又は市内に主たる事務所を有する法人であり、営農していること。
- (2) 令和3年の年間農産物販売金額が50万円以上であること。

### 【支援額】

令和3年分の所得税青色申告書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）又は決算報告書（法人）に記載されている※経費の1割。上限5万円。 1万円未満切捨て。

※経費・・・肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費に相当する額の合計

詳細は裏面へ

## 【申請期限】

**令和5年2月28日（火）まで（必着）**

## 【申請書類】

1. **申請書** 及び **誓約書**（それぞれ市指定様式）  
※ 市ホームページからダウンロードできます。申請窓口にも用意しています。
2. **令和3年分の所得税確定申告書**等の写し
  - ①**個人**：令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）の写し
  - ②**法人**：事業年度分の法人税確定申告書、直近の決算報告書の写し及び製造原価報告書の写し※ e-tax による申告の場合、受信通知（メール詳細）も必要です。
3. **振込先口座**の通帳の写し  
※ 金融機関名、店名、種別、口座番号、口座名義人等が確認できるページの写しを添付してください。  
※ ネット銀行の場合は、振込先の内容を確認できる画面の写し
4. **令和4年4月1日以降も営農していることが分かる書類**の写し  
※ 最近の肥料等の領収書や納品書、出荷伝票等の写し

## 【申請方法】

- ① **小田原市役所** 経済部 農政課（市役所4階）に、**直接**、または **郵送**  
または
- ② **J A かながわ西湘の各支店・営農経済センター**に、**直接**  
※支店（久野、足柄、報徳、成田、下府中、酒匂、曾我の里、下中、片浦、大窪、国府津、早川）  
営農経済センター（久野、成田）

## 【問い合わせ先・申請書送付先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地（市役所4階）  
小田原市役所 経済部 農政課 農林業振興係  
電話：0465-33-1495（直通） 受付時間：8時30分～17時15分



## 【市ホームページ】

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/agricult/for-producer/p34776.html>